

## 総会（第9回）議事録

1 開催日時 令和7年12月25日（木）14時00分～14時50分（議案審議）

2 開催場所 市役所大会議室

3 出席委員（33名）

○農業委員（17名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳 2番 城山 正巳 3番 原口かよ子 4番 山口 明美

5番 田川 康浩 6番 渡邊 重徳 7番 一瀬 晃 8番 福田 文夫

9番 川副 博司 10番 朝長 洋市 11番 田添 利弘 13番 渡邊 和秋

14番 富岡 勝真 17番 岩崎 義秀 18番 児玉 賢治 19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（16名）

2番 松尾 慎二 3番 小野 重幸 5番 笠寺 幸雄 6番 富浦 春男

7番 林 敏弘 9番 山浦 弘之 10番 山上 傳 11番 井本 忠之

12番 井川 春彦 13番 久保 和幸 14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広

16番 野田 善則 17番 山本 治義 18番 小川 良一 19番 山口 周次

4 欠席委員（5名）

○農業委員（2名）

12番 開田 陽子 16番 山田 武人

○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岩崎 照美 4番 小川 國治 8番 藤本 雅彦

5 議 題 別紙、総会議案目録のとおり

6 事務局 局長 長石 弘顕

課長補佐 前田 哲弘、係長 一瀬 芙美香、主任 坂上 正信、

職員 梶原 良太、高柳 佳祐

1 開会

○事務局

ただいまから「令和7年度第9回農業委員会定例総会」を開会いたします。

それでは、総会の開会にあたり、川本康代農業委員会会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

○会長

<会長挨拶>

3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

本日の欠席委員は、12番開田陽子農業委員、16番山田武人農業委員、1番岩崎照美推進委員、4番小川國治推進委員、8番藤本雅彦推進委員から欠席の届けがあります。

4 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、3番原口かよ子農業委員、17番岩崎義秀農業委員にお願いします。

5 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。議案書をお開きください。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目田、合計面積2,107㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、6ページの5条許可申請1番と関連があります。

2番鈴田、岩松町の農地、地目畑、面積287㎡です。契約者は、記載のとおりです。

3番鈴田、中里町の農地、地目田、面積801㎡です。契約者は、記載のとおりです。

4番鈴田、中里町の農地、地目田、合計面積2,498㎡です。契約者は、記載のとおりです。

5番萱瀬、荒瀬町の農地、地目田、面積1,313㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、12ページの促進計画20番と関連があります。

6番松原、松原2丁目の農地、地目畑、合計面積3,221㎡です。契約者は、記載のとおりです。

7番松原、松原2丁目の農地、地目田、面積2,100㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、12ページの促進計画22番と関連があります。

以上です。

○議長

報告第1号について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、2ページ。報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目田、合計面積2,107㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。本件は、6ページの5条許可申請1番と関連があります。

2番鈴田、岩松町の農地、地目畑、面積287㎡です。契約者は、記載のとおりです。

3番鈴田、大里町の農地、地目畑、合計面積4,679㎡です。契約者は、記載のとおりです。

4番鈴田、大里町の農地、地目畑、合計面積5,632㎡です。契約者は、記載のとおりです。

5番鈴田、大里町の農地、地目畑、合計面積4,077㎡です。契約者は、記載のとおりです。

6番鈴田、大里町の農地、地目畑、合計面積8,098㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、15ページの促進計画（鈴田・内倉基盤整備）16番・17番と関連があります。

7番鈴田、大里町の農地、地目畑、合計面積6,008㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、14ページの促進計画（鈴田・内倉基盤整備）14番・15番と関連があります。

8番鈴田、大里町の農地、地目畑、面積1,120㎡です。契約者は、記載のとおりです。

9番萱瀬、荒瀬町の農地、地目田、面積1,313㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、12ページの促進計画20番と関連があります。

10番松原、松原2丁目の農地、地目畑、合計面積3,221㎡です。契約者は、記載のとおりです。

11番松原、松原2丁目の農地、地目田、面積2,100㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、12ページの促進計画22番と関連があります。

以上です。

○議長

それでは、報告第2号について、ご意見等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第2号を終わります。

次に、5ページ。第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番竹松、竹松本町の農地、地目畑、面積410㎡。申請者は、記載のとおりです。本件は、駅利用者及び周辺住宅等のための貸駐車場9台分を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.3m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は南側の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は、駐車場のため発生しません。隣接する農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

事務局からの報告とおりです。

一部駐車場がありますけど、これは先に、去年、分筆によって駐車場に変更になっています。その残地が、今度また駐車場ということで、申請が上がっております。

周りには、もう、農地はありませんので、何ら問題はないかを見て参りました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

1番竹松について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番竹松は、許可相当とします。

次に、6ページ。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目田、合計面積5,798㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

当該申請地は、本年1月27日開催の本総会における、農用地区域から除外の承認により、5月16日付けで市の農業振興地域整備計画の変更承認が得られています。

本件は、譲受人が資材置場を造成し、諫早市から移転する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第1種農地です。

被害防除計画では、切土最高1.7m、盛土なし、法面保護をしております。雨水排水は、東側の申請地は西側の市道側溝及び北東側の水路へ、西側の申請地は東側の水路へ放流。汚水生活雑排水は資材置場のため発生しません。隣接する農地は、西側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

本申請は、第1種農地内の1,000㎡を超える転用案件のため、来月9日に開催される常設審議委員会への諮問案件となります。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

今ご説明の場所は、事務局がおっしゃったように、今年の1月に農用地除外の申請がありまして、それから3ヶ月位しまして、除外届が許可されまして。当初、ここは、事務所を建てられる予定でした。

しかしながら、1年経って、建設資材・人件費高騰によりまして、事務所を立てることが、どうしても難しいと話されておりました。

それで、今回は、資材置場・駐車場を建設されるということで。事務所は、社長のご自宅でされるということで。今回は、資材置場と駐車場ということで、何ら問題ないと、21日に委員が見て参りました。

どうか、審議をよろしくをお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。

続いて、2番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、武部町の農地、地目畑、面積181㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地1区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高1.3m、盛土なし、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、南側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、ありません。

資金については、残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

現地は、もう、周りは住宅地ばかりで、農地がどこにあるのかという住宅地になっております。

下水道関係も、雨水の方も、市道に面してますので、特に問題ないと見て参りました。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

2番大村について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番大村は、許可相当とします。

続いて、3番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番竹松、富の原1丁目の農地、地目畑、合計面積1,866㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が経営する会社の資材置場を整備して賃貸する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土なし、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、西側の市有農道の側溝に放流。汚水生活雑排水は、資材置場のため発生しません。隣接する農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書及び融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区農業委員

今、事務局の方からご説明がありましたとおりでございます。周りはもうすべて宅地・雑種地になっております。

隣接する譲受人が、資材置場として利用するということでございます。

特に問題ないということで、竹松地区の農業委員・推進委員4名見て参りました。

○議長

3番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

転用事由の中に、「自己の経営する会社の資材置場として」というのは、譲受人が整備して賃貸するわけですか。

○事務局

過去にも類似案件がっております。

会社の社長さん個人が、農地を取得して、会社用の資材置場として、ご自身が代表を務める会社に賃貸するというものでございます。

これも、他人が整備して貸すというのは禁止になってるんですが、社長自らが行う場合の賃貸については、転用の許可上、許されております。

○議長

他に、皆様から何か、ご意見ご質問ありませんか。

それでは、お諮りします。

3番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番竹松は、許可相当とします。

続いて、4番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

4番竹松、鬼橋町の農地、地目畑、合計面積4,859㎡。併用地として購入予定の宅地を含む全体面積は6,007.64㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地19区画を造成する計画です。本計画の土地造成は、開発許可申請が提出されています。盛土規制法による宅地造成等工事規制区域内の0.5mを超える盛土となりますが、みなし許可となるため盛土許可申請は不要となります。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.1m、盛土最高0.85m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、南側の水路へ放流。地元水利組合長から同意書が提出予定です。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、南側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

本申請は、3,000㎡を超える転用案件のため、来月9日に開催される常設審議委員会への諮問案件となります。

#### ○議長

それでは、4番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

#### ○竹松地区委員

今、事務局が説明されましたとおりでございます。

面積は6,000㎡ということで、かなり広い面積なんですけども。もう、ここの農地は、従来から遊休農地化しておりまして、かなり荒れております。

すぐ隣の北側の宅地も、昨年転用をされた所で、そこに大きい道ができておりますので、そこからの出入りが主かな、ということになります。

雨水支線は、下には現在水田は作付けはないんですけども、農業用水路でございますので、水利組合長の許可を得たということでございます。そこに雨水を流しても良いということでございますので、何ら問題ないかと思えます。

また、すぐ南に畑がありますけども、これにつきましても、もう昨年位から遊休地化しておりまして、もう作付けがないという状態でございます。

周辺には、そういうことで、支障がないかと考えております。

ご審議をお願いします。

#### ○議長

4番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

#### ○委員

さっき、何とかで盛土の申請が必要無いって、良く聞き取れなかったんで、すみませんけど、もう一度お願いします。

○事務局

ご指摘のとおり、盛土の、本来許可申請が必要な案件となりますが、「ただし、土地開発許可を得た場合は、この盛土の許可が出たものとみなす」ということに決まっておりますので、開発許可を取られるということですので、盛土の単独での申請は必要ないということでございます。

○委員

1, 000㎡以上は開発許可が要りますよね。

○事務局

1, 000㎡以上は開発協議ですね。

3, 000㎡を超えた場合の県の開発許可があれば、盛土の単独での申請は必要ないということになります。

○議長

他に何か、皆さんから、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、お諮りします。

4番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番竹松は、許可相当とします。

続いて、5番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番福重、草場町の農地、地目畑、面積707㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が周辺事業所等のための月極駐車場19台分を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土なし、緩衝地を設けるとしてあります。雨水排水は、南側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は駐車場のため発生しません。隣接する農地は、北側と西側にあります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、5番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

今、説明がありましたとおり、利用については、駐車場の利用ということでございますし、周りに及ぼす影響、問題が発生しないと思われまます。

また、生活排水も発生しませんし、雨水については水路合流ということで、特別問題は発生しないと確認して参りました。

○議長

5番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番福重は、許可相当とします。

次に、8ページ。第3号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目畑、面積215㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出書によると、現地は自然荒廃により山林になっているとしています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地の農地です。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

今月21日に、三浦地区農業委員・推進委員で見て参りました。

ここは、申出人のお父さんが亡くなられて、その後、管理するものがおらず、荒廃して山林化しているという状況です。

皆様のご判断を、よろしくお願いします。

○議長

1 番三浦について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番三浦は、非農地と判断し、これを通知することとします。

次に、9 ページ。第4号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案です。

促進計画は貸付申込者と借入申込者と農地中間管理事業の公益財団法人長崎県農業振興公社の原則3者契約となります。

本議案は、23件の集積配分計画となります。

1 番大村。利用権を設定する農地は、久原2丁目の農地、面積2,095㎡。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

2 番萱瀬から19番萱瀬までは更新契約です。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

20番萱瀬。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、じゃがいもを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

21番松原。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、きゅうりを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

22番松原から23番松原まで。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。新規認定就農者の6月の営農開始まで、中間保有するものです。設定する権利は記載のとおりです。

本件の12月の促進計画面積は合計欄に記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第4号議案について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第4号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第4号議案は計画のとおり要請することとします。

続いて、第5号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件（鈴田・内倉基盤整備）」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

本件は、「鈴田・内倉基盤整備」の仮換地集積議案となります。

13ページから15ページの利用権設定を受ける農地については、現在、基盤整備事業が進められている「内倉地区基盤整備」内の区画工事が完了された一部の圃場について、みかんの定植と野菜類の栽培を行うため、仮換地のため新たな地番により利用権設定を行うものです。

利用権設定を受ける農用地欄に記載されている、仮地番及び従前の登記地番は記載のとおりとなります。

15ページをお願いします。今回の内倉地区基盤整備内の促進計画は全26筆、面積合計欄に記載のとおりです。当該地区の仮換地は3期に分けて行われる予定で、本件は2期目です。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第5号議案について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第5号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第5号議案は計画のとおり要請することとします。

次に、16ページ。報告第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を、事務局から説明をお願いします。

○事務局

本件は、3年ごとの相続税の納税猶予継続届けの際に必要な証明です。

依頼のあった当該報告書について、記載の確認事項を事務局及び地元委員による農業経営状況について確認した結果、1番西大村の相続人は、適格に農業経営を行っている判断されましたので、農業委員会会長専決にて、記載の報告日付で税務署に提出したことを報告します。

○議長

それでは、報告第3号について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第3号を終わります。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。